

## 公益社団法人日本皮膚科学会 寄付金取扱規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本皮膚科学会会計規程（以下「規程」という。）に基づき、公益社団法人日本皮膚科学会（以下「本会」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (寄付金の種類)

第2条 本会が受領する寄付金の種類は、次のとおりとする。

#### (1) 一般寄付金

個人又は団体から用途を特定せず受領する寄付金

#### (2) 特定寄付金

個人又は団体から用途を特定されて受領する寄付金（以下「用途特定寄付金」という。）及び広く一般社会に本会が用途を特定して募金活動を行うことにより受領する寄付金（以下「募集特定寄付金」という。）

2 この規程における寄付金には、金銭の他金銭以外の物品寄付/財産権を含むものとする。

### (一般寄付金)

第3条 本会は、個人又は団体より一般寄付金を受領することができる。

2 一般寄付金は、寄付金総額の50%以上を定款第5条に規定する本会の公益目的事業費に使用し、残額を管理費に使用することができるものとする。

### (特定寄付金)

第4条 本会は、個人又は団体より特定寄付金を受領することができる。

2 用途特定寄付金については、全額を寄付者の特定した用途に従い使用し、処分しなければならない。

3 募集特定寄付金を募集するときは、募集理由、募集総額、募集期間、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募集要項」という。）を事前に公開しなければならない。

4 募集特定寄付金は、募集理由に則った事業に資金用途を定める。寄付総額から30%を上限とした適正な募集経費を控除することができる。

### (受領証の送付)

第5条 寄付金を受領したときは、寄付者の求めに応じ、遅延なく受領証を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領証には、受領した寄付金の使用目的、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(受入基準等)

第6条 本会は、寄付金等の受け入れにおいて、次の各号に該当する場合又はおそれがあると判断する場合には、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。

(1) 寄付者である個人又は団体がその寄付により特別の利益を受ける場合

(2) その他本会の運営上支障があると認められる場合及び寄付金等の受け入れが社会通念上不適当と認められる場合

(情報公開)

第7条 本会が受領する寄付金については、公益認定法施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務局への備え置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄付者に関する個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理しなければならない。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項があるときには、別に定めるものとする。

(規定の変更)

第10条 この規定の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規定は、平成30年3月16日から施行する。